重要事項説明書

認知症対応型共同生活介護

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

グループホーム ほがらか

(第4390100818号)

人が人をおもう。人が人をつつむ。



当事業所はご利用者様に対して指定認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

名 前 様

グループホームほがらか 重 要 事 項 説 明 書

1 グループホームほがらか(法人)の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 健成会
代表者名	理事長 富島 三貴
	〒861−4172
所在地・連絡先	熊本市南区御幸笛田6丁目6番70号
	TEL (096) 378-1666

2 グループホームほがらかの概要

事業所名称及び事業所番号

事業所名	グループホームほがらか
所在地・連絡先	₹ 8 6 1 − 4 1 7 2
	熊本市南区御幸笛田6丁目6番88号
	TEL (096) 377-1300
	FAX (096) 377-1301
事業所指定番号	4 3 9 0 1 0 0 8 1 8
代表者名	富島 三貴
管理者名	西浦 主税

3 事業の目的と運営の方針等

事業の目的	グループホームほがらか(以下「事業所」という。)は、認知
	症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭
	的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活
	上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有す
	る能力に応じた自立した生活を営む事ができるように支援す
	ることを目的とします。
運営の方針	事業所は、入居者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して
	日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏
	まえ、適切な支援を行います。また、入居者がそれぞれの役
	割を持って家庭的な環境の下で日常生活が送ることができり
	ょう配慮します。
	事業所の従事者は、認知症対応型共同生活介護サービス及び
	介護予防認知症対応型共同生活介護サービス(以下、「サービ
	ス」という。) の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用
	者又はその家族等に対し、サービスの提供方法について理解

	しやすいように説明を行います。事業所自ら、その提供する
	サービスに質の評価を行い、常にその改善を図ります。
	計画作成担当者が、入居者の直面している課題等を把握し、
(介護予防)	入居者や家族等の希望を踏まえて、(介護予防) 認知症対応型
認知症対応型	共同生活介護計画を作成します。原案の作成にあたっては、
共同生活介護計画の	入居者または家族等へ面接し、説明の上、同意を得て交付し
作成及び評価	ます。また、サービス提供の目標の達成状況等を定期的に評
	価します。

4 設備の概要

(1) 構造等

敷地		5,050.88 m²
建物	構造	鉄骨造二階建て
	延べ床面積	6 2 7,8 1 m²
入居定員		2ユニット 18名

(2) 主な設備

設備名	1 階		2 階	
以湘石	室数	面積	室数	面積
居室(1人部屋)	9	$9.2~2~\text{m}^2\sim$	0	$9.2~2~\text{m}^2\sim$
※面積は収納を除く	9	$1~0.7~4~\mathrm{m}^2$	9	$1~0.7~4~\mathrm{m}^2$
リビング・食堂	1	9 2.3 1 m ²	1	92.31 m²
浴室	1	7.6 2 m²	1	7.6 2 m²
その他	上記の他に、居間・トイレ・事務室などを備えています。			

5 事業所の従業者体制等

(1) 従業者の職種と配置人数

	従業者の職種		人数	区	分	指定基準
			(名)	常勤(名)	非常勤(名)	(名)
共通	管理者		1名	1名	0名	1名
	計画作成担当者		1名	1名	0名	1名
1階 介護職員	日中	3名以上	3名以上	0名	3名	
	夜間	1名以上	1名以上	0名	1名	
	計画作成担当者		1名	1名	0名	1名
2階	2階	日中	3名以上	3名以上	0名	3名
介護職員	月 喪 概 貝	夜間	1名以上	1名以上	0名	1名
共通	看護職員		1名以上	1名以上	0名	1名

(2) 従業者の勤務体制

従業者の職種	勤務体制(原則)	休暇
 管理者	日勤 8:30~17:30	
	早出 7:00~16:00	
計画作成担当者	遅出 10:00~19:00	 週休2日
介護職員	遅出 13:00~22:00	Z
看護職員	夜勤 22:00~ 7:00	

[※]入居者へのサービス向上と従業者の資質向上のため、研修の機会を確保しています。

6 サービスの内容

種類	内 容		
	・標準的な食事時間		
	朝食7:30~ 昼食12:00~ 夕食17:00~。		
	・食事はできるだけ離床して食堂で食べて頂けるように配慮		
	します。		
食事	・食事時間、メニュー、場所について、可能な限り入居者の		
及爭	希望に基づいて選択できるよう最大限の配慮を行います。		
	・入居者の希望、体調にあわせ、自由に時間を変更できます。		
	・入居者と従業者が、できる限りの範囲で食事の準備、後片		
	付けを行い、役割や生きがい、充実感や達成感を持って生		
	活していくことができるよう支援していきます。		
排泄	・入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄		
171-11世	の自立についても適切な援助を行います。		
	・入浴の介助または清拭を行います。		
入浴	・衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗体の介助を行います。		
八佰	・入浴の回数、曜日、時間、浴槽等、利用者の希望や要望に		
	配慮した援助に努めます。		
生活介護 生活介護	・生活のリズムに合わせた支援を行います。		
工佰月暖	・シーツ交換は週1回実施します。		
	・入居者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下		
機能訓練	を防止するよう努めます。		
1成月七 7月17年	・屋外散歩同行、家事共同等により、生活機能の維持・改善		
	に努めます。		
健康管理	・看護職員との連携を図り、入居者の健康管理に努めます。		
	・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責		
	任を持って引き継ぎます。		
	(別項の緊急時の対応を参照下さい。)		

	・入居者が医療機関に通院する場合は、その付き添いについ
	てできるだけ配慮します。
	・看護職員により、24時間連絡体制(オンコール体制)を
	確保し、入居者の健康管理に努めます。
	・看取り介護も入居者及び家族の意向を尊重し、医師の指示
	及び医療機関との連携の下、できる限りの対応を行います。
	・当事業所は入居者及びその家族等からのいかなる相談につ
	いても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよ
相談及び援助	う努めます。
	・行政機関に対する手続きが必要な場合には、入居者及び家
	族等の状況によっては、同意を得て代行します。
	・入居者の使用する食器その他設備及び飲用水等についての
	衛生管理に努めます。
衛生管理	・医薬品及び医療用具を適切に管理します。
	・感染症及び食中毒が発生、まん延しないよう適切な対応を
	行います。
	・サービスの提供にあたっては、入居者の生命又は身体を保
	護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他
身体拘束に	入居者の行動を制限する行為を行いません。また、どうし
関する事項	ても行う必要性が生じた場合には、検討会にて協議し、入
	居者又は家族からの同意を書面にて頂いた上で、計画に基
	づき行います。
	<u> </u>

7 利用料等について

(1) 介護保険給付サービス

ア 基本料金表

	要支援2	7 4 9 円
(介護予防)	要介護 1	753円
認知症対応型	要介護 2	788円
共同生活介護費	要介護3	812円
П	要介護4	828円
	要介護 5	8 4 5 円
(介護予防) 短期利用 認知症対応型 共同生活介護 Ⅱ	要支援2	777円
	要介護1	781円
	要介護2	817円
	要介護3	841円
	要介護4	858円
	要介護5	874円

イ 加算項目

1 加昇垻日		
初期加算	登録後30日間に限り、基本料金に加算され	30円/日
1/4/A1/4H .A1.	ます。	0 0 1 1 / H
	医師が認知症の行動・心理症状と認め、在宅	
 認知症行動・心理	での生活が困難であり、グループホームを利	
症状緊急対応加算	用することが適当と判断した者に対し、サー	200円/日
近似茶心刈心仰昇	ビスを提供した場合、入居開始から起算して	
	7日間を限度とする。	
若年性認知症利用者	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別	120円/日
受入加算	の担当者を定めていること。	120П/ П
7.12世典田	入居者が病院又は診療所へ入院を要した場	246円/日
入院時費用	合。(月6日を限度)	
	医師が終末期にあると判断し、関連職種が協	働して看取り介
	護を行った場合。	
手版 N 众举 tn 竺	死亡日以前31~45日以下	7 2円/日
看取り介護加算	死亡日以前4~30日以下	144円/日
	死亡日以前2日又は3日	680円/日
	死亡日	1,280円/日
	医療ニーズのある入居者への対応を適切に	
医療連携加算(イ)	評価し、看護体制の整備、指針の整備、医療	5 7円/日
	的ケアが必要な者の受入実績がある場合。	
	協力医療機関との間で新興感染症以外の一	
高齢者施設等感染対	般的な感染症の発生時等の対応を取り決め	100/0
策向上加算(I)	るとともに、感染症の発生時等に協力医療機	10円/月
	関と連携し適切に対応していること。	
	診療報酬における感染対策向上加算に係る	
高齢者施設等感染対	届出を行った医療機関から、3年に1回以上	5 円/月
策向上加算(Ⅱ)	施設内で感染者が発生した場合の感染制御	り竹/月
	等に係る実地指導を受けている。	
₩ 4 元 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	入居者の現病歴の情報居共有を行う会議を	
協力医療機関連携加	定期的に開催すること。また現病歴の情報共	100円/月
算	有を行う見直しを行うこと。	
	認知症介護に係る専門的な研修を修了して	
認知症チームケア推 進加算(Ⅱ)	いる者を 1 名以上配置していること。	1000/0
	認知症の行動・心理症状の予防策に資する認	120円/月
	知症ケアについて、カンファレンスの開催、	
-		

	計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無 及び程度についての定期的な評価、ケアの振 り返り、計画の見直し等を実施すること。	
退居時情報提供加算	退居後の医療機関に対して入居者等を紹介 する際、入居者等の同意を得て、当該入居者 等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供 した場合(1人1回を限定)	250円/回
退居時相談援助加算	退居後の生活の場となるサービス事業又は 医療機関に対して必要な情報を書面で提供 した場合(1人1回を限度)	400円/回
口腔、栄養スクリー ニング加算	利用開始時及び利用中の6か月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、情報を介護支援専門員に提供していること。(6ヶ月に1回を限度)	2 0 円/月
生活機能向上連携 加算(II)	等の評価を共同して行い、計画作成担当者が	
栄養管理体制加算	管理栄養士が日常的な栄養ケアに係る介護 栄養管理体制加算 職員等への技術的助言や指導を行った場合。	
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科 衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る 技術的助言及び指導を月1回以上行ってい る場合	3 0円/月
科学的介護推進体制 加算	入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、 認知症の状況その他の利用者の心身の状況 に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出、 活用していること。	4 0円/月
生産性向上推進体制 加算(II)	入居者の安全、介護サービスの質、職員の負担軽減を検討する委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行ってい	1 0円/月

	る事。	
	見守り機器等のテクノロジーを1つ導入して	
	いる事。	
	1年以内ごとに1回、業務改善の取組による	
	効果を示すデータの提供を行うこと。	
サービス提供体制	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める	9 9 Ш / П
強化加算(I)	割合が70%以上の場合。	22円/目
介護職員等	介護サービス費に各加算を加え1ヶ月当た	1.0.60/ /日
処遇改善加算(I)	りの総単位数に18.6%を乗じた額。	18.6%/月

(2) 介護保険給付外サービス

日) 日までに 中止を申
目までに
申止を由
ا ت سد ر
をお支払
由がある
無料
•
割りでご
個室使
割りでご
水道光

	3000円/月
	・月途中に入居、または退居となった場合には、100円/
管理費	日の日割りでご負担頂きます。
	・入院・外泊期間中に居室が確保されている場合は、管理費
	をご負担頂きます。
	入居者及び家族等、自ら購入が困難である場合は、事業所の
日田日の時またた	購入代行サービスをご利用頂けます。購入代行に係る費用の
日用品の購入代行	ご負担はありませんが、購入に係る費用は実費にてご負担頂
	きます。
	入居者のご希望により、出張による理美容サービスを受ける
四美家に西土て弗田	ことが出来ます。この場合、実費にてご負担頂きます。支払
理美容に要する費用 	いについては口座引き落とし及びみゆき園事務所にてお支払
	い下さい。
上坡 上川 、	入居者のご希望により、クリーニング業者によるサービスを
衣類クリーニングに 要する費用	受けることが出来ます。この場合、実費にてご負担頂きます。
	支払いについては事業所で代行することが出来ます。
医療費に要する費用	診療代及び薬代については、実費にてご負担頂きます。

(3) 利用料金の請求とお支払方法

	原則として1ケ月の利用料金を一括して請求する月清		
	算で、当月のご利用料等の請求書を翌日中旬以降に郵送		
ご家族等による管理	させて頂きます。請求書をご持参の上、月末までにみゆ		
	き園事務所にてお支払い下さい。		
白針引と歩して初始本	当事業所では(株)セディナとの契約により、通帳より		
自動引き落とし契約者 	自動引き落としサービスが利用できます。		
自動引き落とし内容	毎月の利用料金・御幸病院受診医療費(薬代含む)・		
	理美容代・日用品代		

8 苦情等申立先

	一 苦情は、苦情箱を利用して、電話や窓口で直接に、または書面を			
	利用してなどの方法で申し出することができます。			
	二 苦情申し出先は、苦情受付担当者に限らず、グループホームほが			
苦情処理体制	らかの従業者であれば誰でも可能です。苦情受付担当者以外で受け			
について	付けた場合は、速やかに受付担当者に報告します。			
	三 苦情解決責任者は、申出人と誠意を持って話し合い、解決に努め			
	ます。この際、申出人は第三者の立会を求めることができます。			
	四 解決できない苦情は、関係機関に申し出することができます。			

	五事業所(苦情解決責任者)は、関係機関の調査に協力し、解決に				
	努めます。				
	六 無記名による申し出があった場合は、掲示板に掲示し通知しま				
	す。				
	 七 第三者委員へ直接申し	し立てをすることができます。			
	※第三者委員け芸情をき	告情受付担当者から受け、日常的な状況把握			
		また、苦情に対する意見を苦情受付担当者			
	や苦情解決責任者に通知	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	一 で舌肩件伏貝仕名に埋め	11、切言を11!いより。 T			
		苦情受付担当者:管理者 西浦 主税			
	当事業所	苦情解決責任者:みゆき園施設長			
		松岡 洋助			
		TEL: (0 9 6) 3 7 7 - 1 3 0 0			
		FAX: (0 9 6) 3 7 7 - 1 3 0 1			
		受付時間:8:30~17:30			
ala ete et.					
申出先	第三者委員	詳細は別紙参照			
	熊本市介護保険課	所在地 熊本市中央区手取本町1番1号			
	介護事業指導室	TEL: (096) 328-2793			
	国民健康保険団体連合会	所在地:熊本市東区健軍2丁目4番10号			
		TEL: (0 9 6) 2 1 4 - 1 1 0 1			
	AK 1.18 41 A 1-24 1 1 4-24 A	所在地:熊本市中央区南千反畑3番7号			
	熊本県社会福祉協議会	TEL: (0 9 6) 3 2 4 - 5 4 7 1			

9 地域との連携等「運営推進会議の設置」について

	当事業所は、認知症対応型共同生活介護の提供にあたり、サービ		
内容	スの提供状況について定期的に報告すると共に、その内容につい		
	ての評価・要望・助言を運営推進委員の方より受けます。		
海岸州州系昌井市	従業者・利用者・利用者家族・地域の代表者・地域包括支援セン		
運営推進委員構成	ター職員・当該事業について知見を有する者等		
開催	隔月(年6回)		
会議録	内容・評価・要望・助言等についての記録を作成します。		

10 協力医療機関

	医療機関の名称	医療法人博光会 御幸病院
1	所在地	熊本市南区御幸笛田6丁目7番40号
	電話番号	(0 9 6) 3 7 8 - 1 1 6 6
	診療科	内科・消化器内科・循環器内科・呼吸器内科・腎臓内科・漢

		方内科・リハビリテーション科・整形リハビリテーション
		科・心療内科・神経内科・アレルギー疾患内科・緩和ケア内
		科
	入院設備	あり
	医療機関の名称	医療法人日隈会 日隈病院
	所在地	熊本市中央区萩原町9番30号
2	電話番号	(0 9 6) 3 7 8 - 3 8 3 6
	診療科	精神科・精神内科
	入院設備	あり

11 緊急時の対応等

(1) 緊急時、事故発生時等の対応

- 一 事故発生時、発見者は速やかに、従業者へ連絡します。
- 二 状況状態を確認の上、発見者は主治医又は協力病院へ連絡し指示を仰ぎ、必要 に応じて受診等行います。また、管理者へ報告します。
- 三 管理者は必要な情報について、速やかに家族等へ連絡するとともに、代表者に 報告します。また、状況状態に応じて、市町村や保険会社等、関係機関へ連絡し ます。
- 四 代表者は、状況状態に応じて、理事長、理事会へ報告します。
- 五 事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- 六 事業所は、この記録に基づいて、委員会等により検討・検証を行い、事故等の 再発防止に努めます。
- 七 事業所は、入居者に対する認知症対応型共同生活介護サービスの提供により、 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(2) 非常災害の対応

非常時の対応	別途定める「グループホームほがらか消防計画」に添って対応					
升吊时UXIII	を行います。					
近隣との協力関係	隣接する関連施設と連携をとり、相互の防災協力関係を密接に					
び一番C ひ 筋力 関係	行います。					
	別途定める「グループホームほがらか消防計画」に添って、年					
非常時の訓練等	2回夜間又は昼間を想定した避難訓練を入居者の方も参加し					
	て実施します。					
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等		
	スプリンクラー	あり	誘導灯	あり		
	火災通報専用電話	あり	避難階段	2箇所		

	火災受信盤	あり	火災報知機	2箇所
	消火器	7本		
	カーテン・布団等は防燃性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	防火管理者 西浦	主税		

12 当事業所をご利用の際に留意して頂く事項

	来訪者は、面会時間を遵守し、必ず備え付けの用紙に記載して
来訪・面会	下さい。面会時間 9:00~21:00 (原則として)
米初• 囲云	インフルエンザの流行時など、面会時間・方法にご配慮頂く場
	合があります。
外出・外泊	外出・外泊の際には、できれば事前に届出書に必要事項を記入
7 г и 7 г и	の上、提出し、代表者の承諾を受けて下さい。
	事業所内の設備、備品等は正しくお取扱いください。これに反
設備・備品等の利用	したご利用により破損等が生じた場合、賠償して頂くことがあ
	ります。
मंत्रा (चार	敷地内はお断りいたしております。また、ライター等、火気の
喫煙	持ち込みは防災上の都合によりご遠慮ください。
	騒音・暴言・暴行等、他の利用者や職員の迷惑になる行為はご
迷惑行為等	遠慮願います。むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないよ
	うにして下さい。
正性日の笠田	家具・衣装等の持ち込みは居室内に収まりきる範囲内でお持ち
所持品の管理	下さい。
TD A 66 0 66 TO	利用者預り金規程に基づき、事業所に於いて適切に管理いたし
現金等の管理	ます。
一	事業所内での他の入居者に対する宗教活動、政治活動並びに営
宗教活動等	業活動はご遠慮ください。
動物飼育	事業所内でのペットの飼育はお断りします。

13 その他

(1) 入退居について

	・入居は、入居の指針に基づいた入居判定委員会により、その
	時期が協議され決定されます。申込み時期のみで決定される
	わけではありませんので、予めご了承下さい。
入居について	※入居時には、ご希望により事業所の送迎サービスをご利用頂
	けます。
	・入居時にお持ち頂くもの
	【書類関係】

Г			
		健康保険被保険者証	□ 後期高齢者被保険者証
		介護保険被保険者証	□診断書
		重度心身障がい者医療	受給者証
		公害認定手帳関係	□ 身体障碍者手帳
		その他()
	【身	の回りの品】	
		衣類 (日常着)	□ 寝間着 (パジャマ等)
		肌着	□ 下着
		靴下	□ タオル
		室内履き物	□ 屋外履き物
		歯ブラシ (歯磨き)	□ コップ
		薬のみ	□ 電気カミソリ
		入浴用品(シャンプー	・リンス・ボディソープ等)
		紙オムツ	
		その他()
	※衣	類には、必ず名前を付け	て下さい。
	※衣	類は季節毎の入れ替えが	必要です。
	• 長	期の入院が必要になった	場合又は明らかに長期間退院でき
	る。	見込みがない場合、介護	老人福祉施設や介護老人保健施設
	に	入居した場合、もしくは	介護療養医療施設に入院した場合
71-71-71-7	は、	、退居となります。	
退居について	※退	居時には、ご希望により	事業所の送迎サービスをご利用頂
	け	ます。	
	· 家/	庭復帰等により、退居さ	れる場合には、円滑に退居できる
	ょ	う援助します。	

(2) その他

	「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者
	における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平
	成16年12月24日厚生労働省)並びに社会福祉法人健成会
個人情報の取り扱い	制定の個人情報に関する基本規則を遵守し、業務上知り得た入
について	居者及び家族の情報を正当な理由なく、第三者に漏らしませ
	ん。また、退職した後においても同様とします。また、入居者
	からあらかじめ文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業所
	や医療機関等に対し、入居者の個人情報を提供しません。
記録の整備について	事業所は、入居者に対する認知症対応型共同生活介護サービス

	の提供に関する記録書類を整備し、その完結の日から5年間保
	存します。入居者又はその家族等は、いつでも記録書類の閲覧
	及び謄写を求めることができます。
	入院等で居室が空いた場合、利用定員の範囲内で一つの居室に
短期利用認知症	1名30日以内の短期利用認知症対応型共同生活介護として
	利用できます。必ず事前に書面で承諾を頂き、利用料金は日割
対応型共同生活介護	り計算とし、短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者が負
	担します。
お問い合わせ	何かご不明な点等がありましたら、いつでもお気軽にお問い合
	わせください。
	担当者 管理者 西浦 主税
	介護支援専門員 角田 裕子

^{*}感染対策担当者については、看護師が担当します。

(2024年6月1日現在)

^{*}高齢者虐待防止担当者については、管理者、介護支援専門員が担当します。

令和 年	月	日
------	---	---

<入居者>

私は、以上の重要事項について、下記の説明者より説明を受け、内容を理解し同意しました。実際のサービスを利用するにあたっては、施設内で開催するサービス担当者会議や、求めに応じて熊本県及び市町村並びに居宅介護支援事業所等関係機関に情報を提供することに同意します。

住	所	₹	
氏	名	-	<u> </u>
私	里人 <i>></i> は、利用 て署名し		と同様に説明を受け内容を理解しました。本人の意思を確認の上、代理 <i>。</i> す。
住	所	₹	
氏	名		<u> </u>
私に	り提供開	開始	対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービ際し、以上の重要事項について、パンフレット等関係書類とともに、 に説明を行いました。
職	名 _		氏名